

産業廃棄物の受入量・運搬予定量(令和6年7月～令和7年6月)

水戸工場

産業廃棄物種類	運搬方法		処理予定 (年間)
金属くず	受入量		700t
	運搬量	運搬車	700t
廃プラスチック類	受入量		400t
	運搬量	運搬車	400t
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶 磁器くず	受入量		200t
	運搬量	運搬車	200t

東京工場

産業廃棄物種類	運搬方法		処理予定 (年間)
金属くず	受入量		600t
	運搬量	運搬車	600t
廃プラスチック類	受入量		150t
	運搬量	運搬車	150t
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶 磁器くず	受入量		50t
	運搬量	運搬車	50t
木くず	受入量		10t
	運搬量	運搬車	10t

※ 上記に記載のない種類に関しては、受入・運搬実績がないため、記載していません。

産業廃棄物の処理予定量(令和6年7月～令和7年6月)

東京工場

産業廃棄物の受入量・処分量

産業廃棄物種類	処分方法 受入実績	処理予定 (年間)
金属くず	受入量	8000t
	処分量計	8000t
	破碎	8000t
廃プラスチック類	受入量	1500t
	処分量計	1400t
	破碎	1400t
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	受入量	500t
	処分量計	500t
	破碎	500t
木くず	受入量	100t
	処分量計	100t
	破碎	100t

処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの
処分量

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理予定 (年間)
鉄スクラップ (シュレッダー)	自社	売却	5000t
非鉄金属混合物	自社	破碎	3000t
廃プラスチック類	委託	焼却	1600t
廃プラスチック類	委託	破碎	300t
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	委託	破碎	100t
木くず	委託	破碎	100t

水戸工場

産業廃棄物の受入量・処分量

産業廃棄物種類	処分方法 受入実績	処理予定 (年間)
金属くず	受入量	3000t
	処分量計	3000t
	破碎	3000t
廃プラスチック類	受入量	2500t
	処分量計	2500t
	破碎	2500t
ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	受入量	350t
	処分量計	350t
	破碎	350t

* (1)は、廃プラスチック類、金属くずの混合廃棄物

* (2)は、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずの混合廃棄物

処分後の産業廃棄物の持出先ご及び処分方法ごとの処分量

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理予定 (年間)
金属くず	委託	溶解	0t
金属くず 鉄スクラップ	自社	売却	1000t
金属くず 鉄スクラップ (シュレッダー)	自社	売却	1000t
金属くず 金銀銅滓	自社	売却	1000t
金属くず アルミ	自社	売却	300t
金属くず ステンレス	自社	売却	200t
金属くず 各種非鉄類	自社	売却	200t
金属くず 被覆線	自社	売却	100t
廃プラスチック類	委託	焼却	10t
廃プラスチック類	委託	溶融	10t
廃プラスチック類	委託	破碎	10t
混合廃棄物 * (1)	委託	焼却	300t
混合廃棄物 * (1)	委託	埋立	0t
混合廃棄物 * (2)	委託	破碎	20t
混合廃棄物 * (2)	委託	切断・破碎	0t
コンクリートくず	委託	破碎	100t
ガラスくず、陶磁器くず	委託	埋立	0t
ガラスくず、陶磁器くず	委託	溶解	20t
ガラスくず、陶磁器くず	委託	破碎	0t
紙くず	委託	固形燃料化	0t
紙くず	委託	溶融	0t
木くず	委託	溶融	0t
木くず	委託	破碎	0t

●許可証及び品目一覧【平成23年4月1日廃掃法改正後】

＜産業廃棄物処分業＞

都道府県 政府市	許可期限	許可品目											
		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	がれき類
東京都	令和13年6月30日	-	-	-	-	○	-	○ (物品賃貸業に係 わる木くず及び貨 物の流通のため に使用したパレッ トに限る)	-	-	○	○	-
茨城県	令和8年3月25日	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-

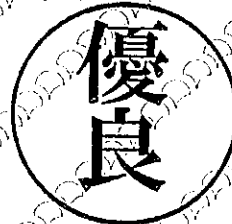
＜産業廃棄物収集運搬業＞

東京都	令和12年5月30日	○ 水銀使用製品含む 積替保管可	-	-	-	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む 積替保管可(積替 保管については石 綿含有物を除く)	○	○ 積替保管可	○	○	○ 水銀使用製品含む 積替保管可	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む 積替保管可(積替 保管については石 綿含有物を除く)	-
茨城県	令和8年3月25日	○ 水銀使用製品含む	-	-	-	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む	○	○	○	○	○ 水銀使用製品含む	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む	○ 石綿含有含む
埼玉県	令和10年12月19日	○ 水銀使用製品含む	○	-	○	○ 水銀使用製品含む	-	-	-	-	○ 水銀使用製品含む	○ 水銀使用製品含む	-
神奈川県	令和10年12月14日	○ 水銀使用製品含む	○	○	○	○ 水銀使用製品含む	-	○	-	-	○ 水銀使用製品含む	○ 水銀使用製品含む	○
千葉県	令和12年12月15日	○ 水銀使用製品含む	○	-	-	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む	○	○	○	○	○ 水銀使用製品含む	○ 石綿含有含む 水銀使用製品含む	○ 石綿含有含む
栃木県	令和12年3月13日	○ 水銀使用製品含む	-	-	-	○ 水銀使用製品含む	-	-	-	-	○ 水銀使用製品含む	○ 水銀使用製品含む	-
福島県	令和12年10月11日	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-
群馬県	令和6年12月20日	○ 水銀使用製品含む	-	-	-	○ 水銀使用製品含む	○	○	○	○	○ 水銀使用製品含む	○ 水銀使用製品含む	○ 石綿含有含む
静岡県	令和11年10月27日				-	○	-	-	-	-	○	○	-

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

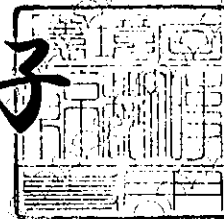
氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破 砕 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る）
(以上4種類)

2 事業の用に供する施設

東京都大田区城南島三丁目2番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	432 t/日	864 t/日	平成17年4月28日	産施第286号	平成16年5月31日
	金属くず	960 t/日				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,032 t/日				
	木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る）	60 t/日				

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成17年 7月 1日 新規許可
平成29年 7月 1日 更新許可 第2回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

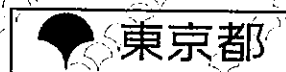
許可証確認用

COPY不可

この写しは、許可内容を証する目的で発行したものです。

産廃エキスパート

都認定番号:5-20-C0040



産業廃棄物処分業許可申請書

令和6年6月14日

東京都知事 小池 百合子 殿



申請者 〒101-0021
住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号
氏 名 株式会社リーテム 代表取締役 中島 彰良
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 03（3258）8586
担当者名 総務部 渡邊亜由美 櫻田裕美
FAX番号 03（3251）5804

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>中間処理 破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る） （以上4種類）</p>				
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="592 958 703 1151">事務所</td> <td data-bbox="703 958 1457 1151"> 〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目6番10号 電話番号 03（3258）8586 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100 〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1151 703 1290">事業場</td> <td data-bbox="703 1151 1457 1290"> 〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100 </td> </tr> </table>	事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目6番10号 電話番号 03（3258）8586 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100 〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220	事業場	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100
事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目6番10号 電話番号 03（3258）8586 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100 〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220				
事業場	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3520 電話番号 029（292）1220 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番9号 電話番号 03（3790）2100				
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>事前計画書のとおり</p>				
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>事前計画書のとおり</p>				
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>事前計画書のとおり</p>				
<p>担当者及び連絡先TEL/FAX</p>	<p>担当者：総務部 渡邊亜由美 櫻田裕美 TEL:03-3258-8585/FAX:03-3251-5804</p>				
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>					

許可証確認用
COPY不可
 この写しは、許可内容を証する目的で発行したものです。



許可番号 00821038181

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社 リーテム

代表取締役 中島 彰良

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和元年5月31日
許可の有効年月日 令和8年3月25日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処分

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成8年10月25日	変更届	平成19年3月26日	更新許可
平成9年3月26日	更新許可	平成19年11月16日	変更届(代表者の変更)
平成9年4月23日	変更届	平成24年6月11日	更新許可(優良認定)
平成9年12月4日	変更届(住所の変更)	令和元年5月31日	更新許可(優良認定)
平成14年3月26日	更新許可		以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

別記 1

事業の用に供する施設の所在地，処理施設及び保管施設の概要

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡字新田 3 5 2 0 外 6 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	37.8 t / 日 (7 時間)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。), 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 3 種類	平成 8 年 8 月 26 日 平成 8 年 7 月 1 日 1-1-0020
破砕施設	80 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。), 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 3 種類	昭和 58 年 6 月 10 日 — —

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

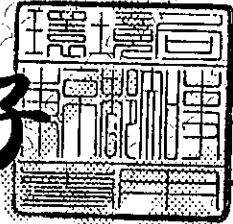
氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月 31日

許可の有効年月日 令和12年 5月 30日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） （以上8種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり） （以上5種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都大田区城南島三丁目2番9号
- (2) 東京都品川区勝島一丁目4番11号

3 許可の条件

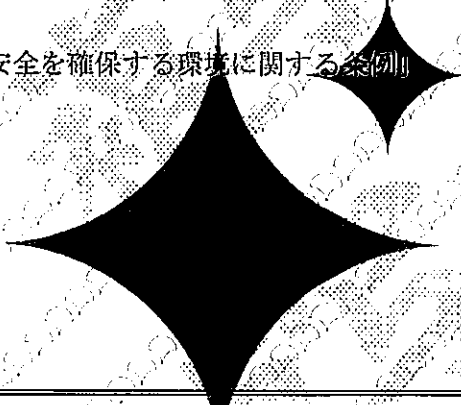
- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として施設2（1）は8時10分から17時30分まで、施設2（2）は8時から20時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 5月 31日 新規許可
令和 5年 5月 31日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



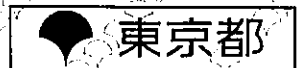
許可証確認用(裏面あり)
COPY不可
この写しは、許可内容を証する目的で発行したものです。



産廃エキスパート

都認定番号:6-23-B0083

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。



(裏面)

許可番号

第13-10-038181号

2 積替え保管施設 (施設詳細)

(1) 東京都大田区城南島三丁目2番9号

積替え保管面積 : 5,292.87m²

最大保管高さ : 2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。	ペール缶 2個 : 0.04 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶 2個 : 0.04 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶 8個 : 5.60 m ³
保管量合計 : 5.68 m ³	

(2) 東京都品川区勝島一丁目4番11号

積替え保管面積 : 1080.99m²

最大保管高さ : 2.2m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 2個 : 16.00 m ³ 直置きまたは容器 (パレット、かご台車、フレコンバッグ)
木くず (物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る。)	直置き : 24.00 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。	ドラム缶 1個 : 0.20 m ³ ペール缶 1個 : 0.02 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶 1個 : 0.56 m ³
廃プラスチック類、金属くず (廃バッテリーに限る。)	パレット 1枚 : 0.72 m ³
保管量合計 : 979.50 m ³	

(以下余白)

許可証確認用

COPY 不可

この写しは、許可内容を証する目的で発行したものです。



許可番号 00801038181

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社 リーテム

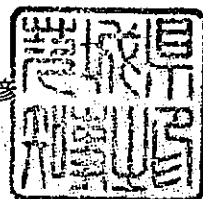
代表取締役 中島 彰良

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和元年5月31日

許可の有効年月日 令和8年3月25日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成9年4月23日	変更届	平成19年11月26日	変更届(代表者の変更)
平成9年12月4日	変更届(住所の変更)	平成24年6月11日	更新許可(優良認定)
平成14年3月26日	更新許可	平成30年4月19日	変更許可(品目の追加)
平成17年9月14日	変更許可	令和元年5月31日	更新許可(優良認定)
平成19年3月26日	更新許可		以下余白

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

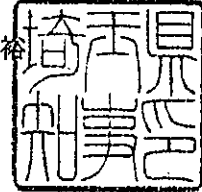
氏名 株式会社 リーテム

代表取締役 中島 彰良

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 4年 3月 7日

許可の有効年月日 令和10年12月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)

廃油

廃アルカリ

廃プラスチック類(#1)

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)

以上6種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年12月20日	指令中環第6-197号	新規許可
平成19年11月30日	—	変更届(代表者)
平成30年2月16日	指令産廃第8-111号	変更許可(4種類の追加)
令和3年12月16日	—	変更届(1種類の廃止及び2種類の石綿含有産業廃棄物の廃止)
令和4年3月7日	指令産廃第9-1667号	更新許可(優良認定)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。

株式会社リーテム

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

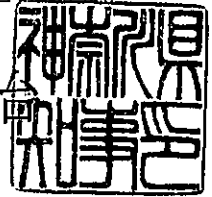
氏名 株式会社リーテム

法人にあつては名称及び代表者の氏名 代表取締役 中島 彰良

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐 治



許可の年月日 令和4年3月2日
(初回許可年月日 平成16年12月15日)
許可の有効年月日 令和10年12月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※2）、木くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）、がれき類

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和4年3月2日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第3条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。

株式会社リーテム

神奈川県

産業廃棄物収集運搬業許可証

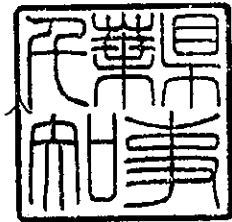
住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社 リーテム
代表取締役 中島 彰良

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和5年12月26日

許可の有効年月日 令和12年12月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ ゴムくず、ク 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、コ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成8年12月16日 新規許可
令和5年12月26日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

許可番号 00900038181

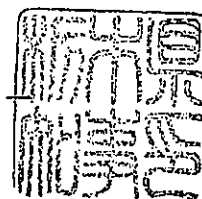
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和5(2023)年3月14日

許可の有効年月日 令和12(2030)年3月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石棉含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
汚泥	—	○	—	
廃プラスチック類	—	○	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成8(1996)年3月14日

変更許可 平成26(2014)年2月28日

更新許可 令和5(2023)年3月14日

取り扱う産業廃棄物種類の追加

更新5回目

5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可)

有

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

無

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。

株式会社リーテム

取扱窓口

資源循環推進課

許可番号 第00707038181号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島彰良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和5年11月22日
令和12年10月11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類② 金属くず③ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
(これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上3種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成8年9月24日
更新許可年月日	平成13年10月12日
更新許可年月日	平成18年12月13日 (有効期間 平成18年10月12日~平成23年10月11日)
変更届出年月日	平成19年11月28日 (代表者の変更)
変更許可年月日	平成23年5月27日 (木くずの追加)
更新許可年月日	平成23年10月24日 (有効期間 平成23年10月12日~平成28年10月11日)
更新許可 (優良認定) 年月日	平成28年11月24日 (有効期間 平成28年10月12日~令和5年10月11日)
更新許可 (優良認定) 年月日	令和5年11月22日 (有効期間 令和5年10月12日~令和12年10月11日)
変更届出年月日	令和5年12月11日 (木くず及び石綿含有産業廃棄物の取扱いの削除)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。

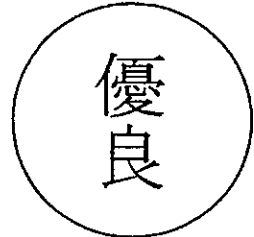
株式会社リーテム

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏 名 株式会社リーテム

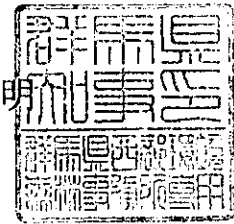
代表取締役 中島彰良



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日

平成 29年 12月 21日

許可の有効期限

平成 36年 12月 20日

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え 保管を除く)

①汚泥、②廃プラスチック類、③紙くず、④木くず、⑤繊維くず、⑥ゴムくず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨がれき類 (以上9種類)

※①については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑧については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)を含む。

※⑨については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 19年 12月 21日 新規許可

平成 24年 12月 21日 更新許可

平成 29年 12月 21日 更新許可

4 積替え許可の有無 有 ・ 無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム



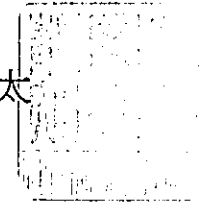
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号
氏 名 株式会社 リーテム
代表取締役 中島 彰良



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和4年10月28日

許可の有効年月日 令和11年10月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上 3品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年10月28日 新規許可
平成27年12月25日 更新許可
令和4年12月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可証確認用

COPY不可

この写しは、許可内容を証する目的で発行したものです。